

入札説明書

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬及び処分業務委託

2026年（令和8年）3月

福山地区消防組合消防局

総務部総務課

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬及び処分業務委託に係る入札公告（福山地区消防組合公告第3号）に基づく一般競争入札の実施については、福山地区消防組合の会計等に関する規則（平成2年規則第15号）により準用する福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

（1）業務名

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬及び処分業務委託

（2）業務場所

福山地区消防組合が指定する場所（詳細については別紙「仕様書」のとおり）

（3）履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり

（4）履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者とし、提出書類に基づいて総合審査した結果が、本契約の履行に当たって適当であると判断した場合に認めることとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

（3）この業務の公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市、府中市及び神石高原町（以下、「構成市町」という。）の指名除外又は指名留保期間中ではない者であること

（4）構成市町に納付すべき市税等の滞納がない者であること

（5）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当しない者であること

（7）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条の4第4号に規定する感染性産業廃棄物の許可を有して

いる者であること

- (8) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業許可業者のうち、令第2条の4第4号に規定する感染性産業廃棄物の許可を有している者であること

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

この入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書(様式1号)」に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない(次のウ、エ及びオに掲げる書類は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以後に発行されたものを添付すること。)

ア 使用印鑑届(様式2号。実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

イ 誓約書(様式3号)

ウ 構成市町に納付すべき市税等の完納証明書(写しでも可。)

エ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額のないこと用。))

オ 印鑑証明書(原本)

カ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

キ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

(2) 申請期間

2026年(令和8年)3月6日(金)から同月19日(木)まで(ただし、福山地区消防組合の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出の方法及び申請に関する問合せ先

次の場所に持参又は郵送(郵便又は信書便)により提出すること。なお、郵送の場合は、申請期間の最終日(午後5時)までに必着とする。

福山地区消防組合消防局総務部総務課(財務担当)

福山市沖野上町五丁目13番8号

電話(084)928-1195(直通)

なお、様式等は、本組合ホームページ(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/shobo/>以下同じ。)へ掲載する。

(4) 入札参加資格の審査時期

入札参加資格は、開札実施後に、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者について落札候補者として審査を行い、有資格者と認められ

る場合に落札決定を行うものとする。なお、当該落札候補者に対する審査の結果、有資格者と認められない場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として入札参加資格を行う。以降、次順位者の存在の範囲において、落札決定を行うまで同様の取扱いとする。

4 仕様書等の確認方法等

(1) 仕様書等の確認方法

仕様書等は、本組合ホームページに掲載するので、当該ホームページ上で確認を行うものとする。

(2) 仕様書等への質問及び回答

仕様書等に対する質問がある場合は、2026年（令和8年）3月13日（金）までに、所定の質問書（様式4号）により、持参又はファクシミリにより総務課に提出すること（FAX番号：084-924-8474）（ファクシミリによる場合は、電話した上で行うこと。TEL（084）928-1195）。

なお、質問に対する回答については、2026年（令和8年）3月17日（火）までに、本組合ホームページに掲載する。

5 入札書の到達期限、提出方法、送付先、開札の日時等

(1) 入札書の到達期限

2026年（令和8年）3月19日（木）午後5時までに必着とする。

(2) 入札書提出方法

持参又は郵送（郵便又は信書便）とする。

郵送による提出方法については、別紙「郵便等入札の手引」による。

(3) 入札書提出先

〒720-0825 福山市沖野上町五丁目13番8号

福山地区消防組合消防局総務部総務課（財務担当）

(4) 入札書様式

福山地区消防組合所定の様式（様式5号）による。

(5) 開札日時

2026年（令和8年）3月23日（月） 午後4時30分

立会は任意とする。ただし、代表者（又は受任者）以外の者が立会う場合は、開札の立会に係る委任状（様式6号）を提出すること。

(6) 開札場所

消防局3階 32会議室

6 無効とする入札

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (3) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき
- (4) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき
- (5) 入札書に記名押印がなかったとき
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
- (7) 金額を訂正した入札をしたとき
- (8) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
- (9) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
- (10) 指定された方法以外により入札書を提出したとき
- (11) 提出期限を過ぎて入札書が提出され又は到達したとき
- (12) 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき
- (13) 上記アからシまでに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者について、後日入札参加資格の審査を行い、有効な入札書を提出したと認められる者を落札者とする。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者が2者以上いるときは、全ての該当者の入札参加資格の審査を行い、有効な入札書を提出したと認められる者について、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

8 契約及び支払条件

(1) 契約の締結

ア 落札者は、2026年（令和8年）4月1日に契約を締結するものとする。落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は入札書に記載された金額に仕様書に定める年間排出量見込みを乗じて得た額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

イ 契約は、福山地区消防組合議会における当該契約に係る2026年度（令和8年度）歳入歳出予算が成立したときをもって効力が生じるものとする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 支払条件

委託料は、収集運搬及び処分を実施した月毎に産業廃棄物管理票により集計し、3ヵ月毎に支払うものとする。

9 その他

(1) この入札に際しては、本組合が定めた「入札条件・入札心得」に従うこと。

(2) 再度入札を実施する場合は、入札書の提出方法、提出期限等について別途指示を行うので、当該指示に従うこと。